

地震防災対策 アクションプログラム



和歌山県 新宮市



1 アクションプログラム策定の背景

(1) 市の地震環境	1
(2) 地震防災対策の現状	2
(3) 地震防災対策の課題	3
(4) アクションプログラムの必要性	3

2 アクションプログラムの基本事項

(1) 目的	4
(2) 実施期間と進行管理	4

3 アクションプログラムの目標と施策の柱

(1) アクションプログラムの目標	5
(2) アクションプログラムの施策の柱	6
(3) アクションプログラム体系図	8

4 アクションプログラムの内容

(1) 防災意識の普及推進	9
(2) 学校における防災教育の推進	9
(3) 津波避難訓練の実施	9
(4) 津波被害軽減対策の促進	9
(5) 民間建築物の耐震化の促進	9
(6) 公共建築物の耐震化の促進	9
(7) 公共土木施設の耐震化の促進	9

(8) 避難地等の整備促進	9
(9) ライフライン対策の促進	9
(1 0) 自主防災組織の育成	9
(1 1) ボランティア活動の支援	1 0
(1 2) 企業防災力向上の促進	1 0
(1 3) 災害時要援護者の保護体制の強化	1 0
(1 4) 行政防災力の強化	1 0
(1 5) 救急救助・医療体制の確保	1 1
(1 6) 消火体制の確保	1 1
(1 7) 緊急輸送路の確保	1 1
(1 8) 避難所運営体制の整備	1 1
(1 9) 応急復旧対策の実施	1 1
(2 0) 応急住宅の確保対策促進	1 1
(2 1) 緊急物資確保体制の整備	1 1
(2 2) 衛生、防災活動体制の強化	1 1
(2 3) 被災者の救援・生活支援対策の促進	1 1

1 アクションプログラム策定の背景

(1) 市の地震環境

新宮市では、紀伊半島沖の海底に南海トラフという海溝が存在し、その地殻変動により東南海地震・南海地震が歴史的に 100 年から 150 年の間隔で繰り返し起こっています。また、中央構造線、田辺市付近に活断層の存在が確認されているほか、新宮市内において活断層が存在する可能性を示す地形が発見されており、直下型地震の発生も危惧されています。

昭和 19 年の東南海地震、昭和 21 年の南海地震において、本市では多くの死傷者、家屋の全半壊や焼失など大きな被害を受けました。また、津波そのものによる被害は確認されておりませんが、沿岸部の浸水や熊野川の遡上の記録があります。

そのような中、本市は、平成 15 年 7 月に施行された東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されました。また、国の地震調査委員会（平成 21 年 1 月の公表）による地震発生確率値の更新により、今後 30 年以内の東南海地震、南海地震の長期的な発生確率及び地震の規模は、以下のように発表されました。

東南海地震 60%～70% マグニチュード 8.1 前後

南海地震 50%～60% マグニチュード 8.4 前後

また、「和歌山県地震被害想定」（平成 18 年 3 月）によると、東海・東南海・南海地震の 3 つの地震が同時に発生した場合のマグニチュードは、8.6 と予想され、本市の被害は、以下のように予測されています。

新宮地域では、3 つの地震が同時発生した場合、震度 6 強以上の揺れが予測され、家屋の全半壊、死傷者のほか、津波については最大 5.2m で、一部の地域では浸水が予測されています。

さらに、山間部では、地震による土砂崩れなどにより地域内での孤立が懸念されています。

なお、次のとおり被害予測を季節、時刻別に記載します。

全壊棟数及び死者数（冬5時発生の場合）

	揺れによる 全壊	液状化による 全壊	津波による 全壊	斜面災害による 全壊	火災による焼 失
倒壊数（棟）	951 (2,180)	123 (186)	99 (9)	24 (29)	20
死者数（人）	61		11 (3)	3	

全壊棟数及び死者数（夏12時発生の場合）

	揺れによる 全壊	液状化による 全壊	津波による 全壊	斜面災害による 全壊	火災による焼 失
倒壊数（棟）	951 (2,180)	123 (186)	99 (9)	24 (29)	40
死者数（人）	36		27 (10)	3	10

全壊棟数及び死者数（冬18時発生の場合）

	揺れによる 全壊	液状化による 全壊	津波による 全壊	斜面災害による 全壊	火災による焼 失
倒壊数（棟）	951 (2,180)	123 (186)	99 (9)	24 (29)	3,480
死者数（人）	45		19 (5)	3	10

現況建物数 17,022 棟

揺れ、液状化、斜面災害による全壊数の（ ）内は、半壊数

津波による全壊数は、施設なしの場合、（ ）内は、施設あり

（2）地震防災対策の現状

地震防災対策は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命財産を災害から保護し、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定した「新宮市地域防災計画」に位置づけられ、この計画に即して公共施設の耐震化、防災資機材の整備など、緊急度の高いものから計画的に整備が進められています。

(3) 地震防災対策の課題

過去の教訓から大規模地震による被害は同時多発的に発生するため、行政だけの対応では市民を守ることに限界があり、「自助・共助・公助」による役割分担と取り組みが重要となります。

自助、共助、公助【 =それぞれの役割分担 10 = 7 : 2 : 1】

自助とは (= 住民一人ひとりの役割 = 7)

「自分の命は自分で守る」といった考えに基づき、住民一人ひとりが取り組む活動

共助とは (= 地域の役割 = 2)

地域の連携による防災活動。住民一人ひとりが隣人等との協力により地域を守る活動

公助とは (= 行政の役割 = 1)

行政が主体となる地震対策活動 (後方支援)



(4) アクションプログラムの必要性

過去の教訓から災害発生直後の救助や避難、安全確保については、行政だけの対応には限界があることから、地域の人々で助け合い、支えあえる体制づくりが重要です。

このため、市民と行政が一体となって、地震に対する知識や危機意識を共有し、十分な災害対応力を備え、地震発生後、即時に災害応急活動を開始できる体制を整備する必要があります。

このアクションプログラムは、本市で取り組むべき地震防災対策を整理・体系化したものであり、限られた財源の中で、計画的かつ効率的、効果的な地震対策に取り組むために策定するものです。

2 アクションプログラムの基本事項

(1) 目的

アクションプログラムは、地域防災計画に定められた地震防災対策編を総括するとともに、東南海・南海地震などの大規模地震により予想される被害の増加要因を分析し、被害を可能な限り減らす「減災」を目的とする。また、取り組むべき施策を体系化し、行動計画を示すことで、地域防災計画の実効性を高めるとともに地震防災対策を推進します。

(2) 実施期間と進行管理

実施期間は、緊急度に応じて以下のように「短期」「中期」「長期」に分けて設定しています。

短期……平成23年度までに実施

中期……平成25年度までに実施

長期……平成30年度以降も実施

実施期間

年度 期間	年度(平成)									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
短期										
中期										
長期										

また、アクションプログラムの実行にあたり、備考欄に「新規」「継続」を記入しています。

新規・・・新たに実施する施策

継続・・・現在実施している施策で、継続的に実施するもの

アクション実施のため所管部署を明らかにし、それぞれの取り組みを計画的かつ効率的に推進します。また、アクションの進捗に努め、未完了アクションについては実施を促進します。さらに、アクションプログラムの見直しの必要が生じた場合は、所管部署と協議のうえ随時、見直しを行います。

3 アクションプログラムの目標と施策の柱

(1) アクションプログラムの目標

新宮市地震防災対策アクションプログラムでは、東南海・南海地震などの大規模地震に備え、災害発生時に迅速かつ適切な対策を実施し、被害を最大限減らすため、予防対策、応急対策、復旧・復興対策の観点から、予防対策 応急対策 復旧・復興対策の3つの目標を掲げ、それに対応する8つの施策の柱と23のアクションを体系化しております。

予防対策の推進

大規模地震による被害は同時多発的に発生するため、行政のみでは住民を守ることは出来ません。各自が「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進します。また、過去の教訓から建物の倒壊や家具の転倒等による圧死に加え火災による被害が危惧されることから、個人住宅や災害対策拠点となる公共施設、公共土木施設及びライフラインの耐震化を進めるとともに、沿岸地域においては津波被害を軽減するための予防対策を早急に実践していく必要があります。

応急対策の推進

地震・津波等による被害発生時には、行政として被害を最小限に押さえるための応急対策を実施する必要があります。

災害時に迅速な対応が可能となるよう行政防災力の向上を図るため、地域防災計画の策定・見直し、職員の防災研修、訓練等の実施により初動体制の強化を図るとともに、災害時の情報収集・伝達体制の整備が求められます。また、災害時要援護者の避難誘導體制の確立を図るため、支援マニュアルなど地域住民との連携による安否確認の仕組みづくりなどを進めるとともに、社会福祉施設との協定などにより災害時要援護者に配慮した対策が必要です。さらに、突発的に発生した大規模地震に対して、消火、救急、救助、医療、避難所運営、緊急輸送活動などの応急対策を実施するとともに、二次災害の発生防止に努めるため、あらかじめ各分野において十分な準備をする必要があります。

復旧・復興対策の推進

地震による被害発生から被災者の生活を迅速・的確に回復し、再建することが重要です。こうした現状を踏まえ、被災者の生活を回復させるための住宅確保や健康管理、こころのケアなど、様々な生活支援対策はもちろん、市全体の復旧・復興を図るため、迅速かつ円滑な災害復旧を実施するための

準備や計画をしておくことが必要です。

このことから、「安全で安定した生活を再建する復興対策の推進」を目標に施策を推進していきます。

(2) アクションプログラムの施策の柱

アクションプログラムで掲げた3つの目標を達成するため、次の8項目を施策の柱として掲げました。

1 防災意識の普及推進

学校等における防災教育を推進するとともに、出前講座の実施、啓発資料の作成、防災フェスティバルの充実などにより、自主防災組織、企業への防災意識の普及・啓発に努めます。

2 津波対策の推進

津波による人的被害を軽減するため、津波危険地域では、避難誘導體制の確立を図るとともに、津波被害を未然に予防するため、津波対策を推進します。

3 耐震化と災害に強いまちづくりの推進

地震による被災の軽減を図るため、民間住宅をはじめ災害拠点となる公共施設、公共土木施設、ライフラインの耐震化に取り組むとともに、密集市街地の安全な避難地や避難路の確保を図ります。

4 地域の防災体制づくりの推進

「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、自治会、企業などを中心とした地域防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進するとともに、災害時のボランティア活動を支援します。

5 災害時要援護者への支援

災害時要援護者の避難支援体制の確立を図るため、災害時要援護者登録制度など地域住民との連携による安否確認の仕組みづくり、避難支援マニュアルの整備などを進めるとともに、社会福祉施設との協定などにより災害時要援護者に配慮した対策を推進します。

6 防災体制の強化

災害時に迅速な対応が可能となるよう行政機能の確立を図るため、地域防災計画の見直し、職員の防災研修・各種訓練の実施、初動体制の強化などにより行政防災力を向上させるとともに、災害時の情報収集・伝達体制の整備に取り組みます。

7 災害応急対策の整備推進

消火体制、救急・医療体制の整備、食糧・飲料水及び生活必需品の備蓄の推進、避難所運営対策、

資機材の整備などに取り組み、災害時の迅速かつ効果的な応急体制の充実を図ります。

8 市民生活の再建、復旧・復興の推進

被災後の復興事業計画の策定、被災者の生活支援のための相談窓口の設置や義援金配付マニュアルの作成、被災者のメンタルケア体制の整備などに取り組み、復旧・復興体制の整備を図ります。

アクションプログラム体系図

	目標	施策の柱	個別アクション
1	予防対策	1 防災意識の普及推進	1 市民防災意識の啓発
			2 学校等における防災教育の推進
		2 津波対策の推進	3 津波避難訓練の実施
			4 津波被害軽減対策の促進
		3 耐震化と災害に強いまちづくりの推進	5 民間建築物の耐震化の促進
			6 公共建築物の耐震化の促進
			7 公共土木施設の耐震化の促進
			8 避難地等の整備促進
			9 ライフライン対策の促進
		4 地域の防災体制づくりの推進	10 自主防災組織の育成
			11 ボランティア活動の支援
			12 企業防災力向上の促進
2	応急対策	5 災害時要援護者への支援	13 災害時要援護者の保護体制の強化
			14 行政防災力の強化
		7 災害応急対策の整備推進	15 救急救助・医療体制の確保
			16 消火体制の確保
			17 緊急輸送路の確保
			18 避難所の運営設置・運営体制の整備
			19 応急復旧対策の実施
			20 応急住宅の確保対策促進
			21 緊急物資確保体制の整備
			22 衛生、防災活動体制の強化
3	復旧・復興対策	8 市民生活の再建、復旧・復興の推進	23 被災者の救援・生活支援対策の促進

アクション	対策	内容	所管部署	期間			備考	
				短期	中期	長期	継続	新規
1 防災意識の普及推進	市民防災意識の向上のための啓発	市民の防災意識の向上、自主防災組織の設立等、防災に関する啓発を目的とした講演会の開催や地震体験車の活用、訓練などを行うと共に市報への掲載や防災パンフレット等の配布、ホームページの充実等により啓発活動を行う。	防災対策課 消防本部					
	家具・電化製品転倒防止器具等取付の推進	地震時に建物内において、凶器となる可能性の高い家具や電化製品に転倒防止器具などの取付を推進する。	防災対策課 消防本部					
	災害時要援護者に対する啓発	災害時要援護者施設及び社会福祉施設に従事する職員に対し、地震・津波に関する啓発活動を実施する。	防災対策課					
	防災コーナーの充実	市施設などに地震対策に関するパネル及び資機材の展示を行い防災意識の向上を図る。	防災対策課					
2 学校等における防災教育の推進	幼児・児童生徒に対する防災教育の推進	「学校における防災教育指針」(和歌山県教育委員会)などに基づき幼児・児童生徒に対する防災教育を推進する。	学校教育課 子育て推進課					
	災害時対応マニュアルの作成	各校において災害時の様々な場面を想定した安全確保の対策、教職員の対応方法のマニュアルづくりを推進する。	学校教育課 子育て推進課					
3 津波避難訓練の実施	津波避難訓練の実施	津波被害が予想される沿岸地域において、住民参加による津波避難訓練を実施する。	防災対策課					
4 津波被害軽減対策の促進	津波対策事業の検討	港湾・河川などにおける水門・防潮扉の設置または改修及び耐震診断の実施について検討する。	防災対策課					
5 民間建築物の耐震化の促進	木造住宅の耐震診断の実施	昭和56年5月31日以前に建築または設計された個人の木造住宅の耐震診断を実施する。	防災対策課					
	木造住宅の耐震改修の促進	昭和56年5月31日以前に建築または設計された個人の木造住宅のうち、耐震不足と判定された住宅について、改修を促進する。	防災対策課					
	耐震相談窓口の設置	木造住宅の耐震診断や改修についての相談窓口を設ける。	防災対策課 都市建設課					
6 公共建築物の耐震化の促進	中核避難所(小中学校など)の耐震化	公共建築物の耐震化促進計画を作成し、年次的に耐震改修、建て替え、解体を進める。当面は、避難所の核となる学校施設の耐震化を図る。	防災対策課 施設管理担当課					
	指定避難所の耐震化	耐震化促進計画により、指定避難所の耐震化を図る。	防災対策課 施設管理担当課					
	公共建築物の耐震化(上記2項目を除く)	公共建築物の耐震化計画を作成し、年次的に耐震改修、建て替え、解体を進める。	防災対策課 施設管理担当課					
	建物内の耐震化	施設内のピアノ、ロッカーなどの転倒防止、電灯の落下防止を図る。また、強化ガラスやアクリル板への交換による飛散防止対策を図る。	防災対策課 施設管理担当課					
7 公共土木施設の耐震化の促進	河川護岸対策の促進	市が管理する河川の護岸を調査し、必要に応じ改修を行う。	都市建設課 管理課					
	橋梁などの耐震化の促進	市内道路のうち、主要避難路指定の検討、主要輸送道路など緊急性の高い橋梁などの耐震化を行う。	防災対策課 都市建設課 管理課					
	非常灯の確保	蓄電型防犯灯の整備を図る。	防犯灯設置施設 管理担当課					
		蓄電型誘導灯の整備を図る。	都市建設課 管理課					
8 避難地等の整備促進	密集市街地の避難対策の検討	災害時に避難行動が困難となる密集市街地の避難安全性の向上のため、避難体制の検討、道路やまちづくりについて整備方針を検討する。	都市建設課 防災対策課					
	避難路の確保対策	ブロック塀撤去補助制度の設立検討及び新宮市生垣づくり奨励補助金を推進する。	生活環境課 防災対策課					
	非常灯の確保	町内会、区が設置の防犯灯について、蓄電タイプの整備を推進するため、補助制度設立を図る。	生活環境課					
	自動販売機の耐震化促進	避難路の通行及び安全確保のため、自動販売機の転倒防止対策の促進に関する啓発を行う。	防災対策課					
9 ライフライン対策の促進	水道管路の耐震化	水道管路の耐震化を図る。	水道事業所					
	緊急時連絡体制の整備	緊急時に備え連絡体制の整備を図る。	水道事業所					
	関係機関との連携強化	災害に備え、ライフライン関係機関との連携を強化する。	防災対策課					
10 自主防災組織の育成	自主防災組織の設立	防災に関する出前講座を行い、新たな自主防災組織の設立を図る。	防災対策課					
	自主防災組織に対する補助支援	資機材の整備など自主防災組織に補助金を交付する。	防災対策課					
	情報提供の強化	自主防災組織の活動を充実させるため、(仮称)自主防災組織連絡協議会などの組織化を図る。また、関係機関と連携し、情報提供を検討する。	防災対策課					
	自主防災組織の訓練支援	災害時を想定した訓練の実践にあたり、提案や指導を行う。	防災対策課 消防本部					
	自主防災組織運営マニュアルの作成	自主防災組織の運営を円滑に行うためマニュアルの作成を行う。	防災対策課					

	アクション	対策	内容	所管部署	期間			備考		
					短期	中期	長期	継続	新規	
11	ボランティア活動の支援	防災ボランティアの育成	社会福祉協議会との連携により防災ボランティアを育成する。	防災対策課						
		ボランティアセンター設置訓練の実施	ボランティアセンターの設置方法やボランティアコーディネイトなどのマニュアルを作成する。	社会福祉協議会						
12	企業防災力向上の促進	企業防災力の向上	防災意識の向上に向けた出前講座を行い、企業防災力の向上を図る。	消防本部 防災対策課						
		企業の防災訓練の実施	企業に対して防災訓練実施の推進及び訓練指導を行う。	消防本部 防災対策課						
13	災害時要援護者の保護体制の強化	災害時要援護者の把握	災害時要援護者の避難支援を目的に要援護者の把握を行い、本人の同意を得て台帳を作成する。	福祉課 健康長寿課 子育て推進課 防災対策課 生活環境課 保健センター 消防本部						
		福祉避難所の設置	災害時要援護者を支援するため、社会福祉施設等との協定を検討する。	防災対策課						
		災害時要援護者支援マニュアルの作成	災害時要援護者の支援を円滑に行うためマニュアルの作成を検討する。	福祉課 健康長寿課 子育て推進課 防災対策課 生活環境課 社会福祉協議会						
14	行政防災力の強化	地域防災計画の見直し	災害対策基本法に基づき地域防災計画について検討を加え、必要がある場合は見直しを行う	防災対策課						
		システムの稼働確保	大規模災害時においても各種システムが円滑に稼働できる状態を確保する。また、各課が保有するデータのバックアップ体制の確立を図る	情報推進課						
		緊急地震速報端末の設置、検討	公共施設への緊急地震速報端末の設置を検討する。	施設管理担当課						
		アクションプログラムの進行管理	アクションプログラムの進行状況について、年1回各課へ照会またはヒアリングを行う。	防災対策課						
		防災対策に係る要望	地震・津波等の防災対策について国・県への要望活動を実施する。	企画調整課 防災対策課						
		各種訓練の実施	住民、企業、関係機関が一体となった総合防災訓練を実施する。	防災対策課						
			災害を想定した職員防災訓練を実施する。	防災対策課						
			災害を想定した職員参集訓練を企画・実施する。	防災対策課						
		情報伝達訓練を実施する。	防災対策課							
		講演・研修会の実施	職員の防災意識向上・災害対応力強化のため防災研修等を実施する。	防災対策課 総務課						
		関係機関との連携強化	災害に備え、国、県、自衛隊等との連携強化を図る。	防災対策課						
		応援協定による防災力の強化	災害に備え、企業や組織等と応援協定を締結し防災力の強化を図る。	防災対策課						
		防災拠点の整備	災害時の防災拠点となる市の庁舎について、耐震性の確保、非常電源装置、非常用給水設備、通信機能向上等の防災機能の充実を図る。	総務課 三輪崎支所 高田支所 熊野川行政局						
		避難所の整備	災害時の避難所となる小中学校、会館などについて、耐震性の確保、非常電源の確保、非常用給水設備、通信機能の向上等、避難所防災機能の充実を図る。	学校教育課 生活環境課						
		公用車の放送・通信設備の充実	災害時の調査などの移動手段、広報車両となる公用車について、無線設備、放送設備の充実を検討する。	総務課						
		公用車の購入	防災専用車の購入や二輪車(バイク、自転車)の購入により移動手段の充実を図る。	総務課						
		情報処理システム運用計画の策定	被災後、早急に必要な業務を行う必要があるため、情報処理機器や人員配置を含めた情報処理システム運用に関する計画の策定を検討する。	情報推進課						
災害時行動マニュアルの作成、周知徹底	災害時職員行動マニュアルの作成し、職員への周知徹底を図る。	防災対策課								
孤立対策の促進	災害時に孤立が予測される地区について、通信機器の整備など対策を図る。	防災対策課								
災害時職員参集カードの配付	参集基準をまとめたカードを職員に配付し、周知徹底を図る。	防災対策課								
防災行政無線のデジタル化と一元化	災害時に円滑に防災行政無線が活用できるようデジタル化の検討、旧市町の周波数の一元化を図る。	防災対策課 熊野川行政局								
文化財保護計画の作成	文化財保護計画作成の推進を図る。	熊野文化振興室								

アクション	対策	内容	所管部署	期間			備考	
				短期	中期	長期	継続	新規
15 救急救助・医療体制の確保	AED(自動体外式除細動器)の設置	被災や急病により心停止、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)等の心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器(AED)を各公共施設に設置し、取扱方法等の訓練、研修を実施する。	施設管理担当課 消防本部					
	応急医療体制の整備	災害発生時に救急医療活動が円滑に実施できるよう「医療助産計画」の充実を図り、関係機関と協力し、応急医療救護体制の整備を行う。	医療センター 事務局					
	研修会等の開催	災害医療に関する技術と意識の向上を図るために研修等を行う。	医療センター 事務局					
16 消火体制の確保	耐震性貯水槽の整備	消防水利確保、飲料水機能を有するものを含めて耐震性貯水槽の設置を行う。	学校教育課 消防本部					
	消防車両、防火水槽の整備	消防車両の更新、水利困難地区解消のため、年次的に整備を行う。	消防本部					
	消防団員の確保	被災時、消防体制構築に向け、消防団員の確保を行う。	消防本部					
	資機材の整備	資機材の充実を図る。	消防本部					
	職員、消防団員の訓練実施	職員、消防団員の知識・技能向上のため、訓練を実施する。	総務課 消防本部					
17 緊急輸送路の確保	緊急輸送道路確保体制の構築	被災時、物資輸送などの防災対策に活用する道路を確保するため、迅速に道路、橋りょうなどの点検が実施できる体制を確保する。	都市建設課 管理課					
	落下物等の対策	緊急輸送道路上の道路照明灯、屋外広告看板の規制などにより落下物の対策を図る。	都市建設課 管理課					
	道路等被害情報の収集伝達体制の整備	災害などにより道路が被害を受けた場合、通行の不可など状況を把握し、道路情報の提供を図る。	都市建設課 管理課					
18 避難所運営体制の整備	避難所運営マニュアルの作成	避難所の運営を円滑に実施するため、マニュアルを作成する。	防災対策課					
	避難所開設訓練の実施	避難所の運営を円滑に実施するため、避難所開設訓練を実施する。	防災対策課					
19 応急復旧対策の実施	被災建築物応急危険度判定士の組織及び連絡体制の整備、判定用資機材の整備	被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の危険度を判定するため、組織及び連絡体制の整備を図ると共に、必要な資機材を備蓄を行う。	都市建設課 管理課 防災対策課					
	被災宅地応急危険度判定士の組織及び連絡体制の整備、判定用資機材の整備	被災宅地応急危険度判定士による被災宅地の危険度を判定するため、組織及び連絡体制の整備を図ると共に、必要な資機材を備蓄を行う。	都市建設課 管理課 防災対策課					
20 応急住宅の確保対策促進	被災者住宅の確保	応急仮設住宅確保のため、住宅対策計画の整備、応急仮設住宅用地の確保・選定などについて検討する。	都市建設課 防災対策課 施設管理担当課					
21 緊急物資確保体制の整備	協定の締結	関係機関との防災協定の締結を行う。	防災対策課					
22 衛生、防災活動体制の強化	被災時ごみ集積箇所の確保及び体制の整備	被災時における一時的なごみ集積場所の確保、ごみ収集体制の整備を検討する。	生活環境課 クリーンセンター					
	死体・遺体の処理	死体・遺体処理を迅速に行うための体制整備を図る。	福祉課					
	遺体安置所の確保	死体・遺体の安置場所を事前に定める。	防災対策課					
23 被災者の救援・生活支援対策の促進	被災者生活再建支援制度の周知	企業、市民に対し、被災時の生活再建支援制度(弔慰金、援護資金、税の減免など)の周知を図る。	福祉課 税務課 商工観光課					
	被災者相談窓口の設置体制の確保	被災後、速やかに被災者相談窓口が設置できる体制整備を図る。	市民窓口課					
	メンタルケア体制の整備	被災者のメンタルケア体制の整備を図る。	子育て推進課 学校教育課 市民窓口課 保健センター					
	復旧事業計画の作成	時系列で復旧活動の検証を行い、復旧事業計画を検討する。	防災対策課					
	義援金配付マニュアルの作成	市への義援金を被災者に配布するため、マニュアルの整備を図る。	福祉課					



備えあれば憂いなし

新宮市地震防災対策アクションプログラム

発行 平成21年 5月

担当部課 総務部防災対策課

〒647-8555 新宮市春日1番1号

TEL: 0735-23-3333

<http://www.city.shingu.lg.jp>